



平成26年度市民税・県民税

納税通知書の送付と均等割の税率変更

平成26年度市民税・県民税の納税通知書は、6月10日付で発送します。なお、市民税・県民税が給与から引き去り（特別徴収）となる人の通知書は、勤務先を通じてお渡ししています。本年度の税額は、平成25年中の所得に基づいて算出していますので、ご確認ください。

また、納税通知書は、平成26年1月1日現在に東近江市に住所があり、納付税額のある人にお送りします。

個人市民税・県民税の均等割の税率が変更

東日本大震災を教訓として、地方公共団体が行う防災・減災のための事業の財源確保を目的に、平成26年度から平成35年度

までの10年間で、個人市民税・県民税の均等割の税率が次のとおり変更になります。

● 変更後 年額5800円
(変更前 年額4800円)
※内訳(年額)

市民税の均等割 3500円
県民税の均等割 2300円
(いずれも500円加算)

問 市民税課
☎ 0748-24-5604
IP 0505-801-5604

大正時代の音色を楽しんで

藤井彦四郎 邸 イン・ヒュッテ コンサート



よみがえった大正時代のグランドピアノとフルートのアンサンブルで、午後のひとときを贅沢にお過ごしください。

時 6月15日(日) ①13:00から ②15:00から
場 五個荘近江商人屋敷藤井彦四郎邸 山小屋

¥ 大人300円、小中学生100円
問 五個荘近江商人屋敷藤井彦四郎邸
☎ 0748-48-2602

消費税率引き上げの負担を緩和

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げによる負担を緩和するため、所得の低い人には「臨時福祉給付金」を、子育て世帯には「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。申請は、平成26年1月1日時点での住民登録地で行ってください。受給要件や申請受付の詳しいスケジュールなどは、広報7月号や市ホームページでお知らせします。

● 本市での申請受付

① 臨時福祉給付金

申 7月上旬から受付開始予定
場 八日市文化芸術会館、市役所東庁舎、各支所

② 子育て世帯臨時特例給付金

申 8月上旬から受付開始予定
場 市役所東庁舎、各支所
※いずれの給付金も、受給対象となる可能性のある人には、申請期間が始まる前に「お知らせ」を送付します。

問 臨時給付金事業対策室

☎ 0748-24-5575
IP 0505-801-0904

検査および治療費用の一部を助成

不育症治療費の助成を開始

医療機関で不育症の検査・治療を受けられた夫婦に、かかった費用の一部を助成します。



◆ 助成額

- 医療保険が適用される不育症の検査および治療にかかる費用の自己負担額の1/2（※1年度あたり5万円を限度）
- 医療保険が適用されない不育症の検査にかかる費用の自己負担額（※1年度あたり10万円を限度）

◆ 助成期間

助成を初めて受けた年度から通算5か年度
対夫婦いずれかの住所が市内にあり、法律上の婚姻をしている人。かつ、市税を完納しており、夫婦の前年所得の合計額が730万円未満の人
※申請手続きなど詳しくは健康推進課までお問い合わせください。市ホームページからもご覧いただけます。

《不育症に関するご相談は、不妊専門相談センター
☎ 077-548-9083まで（平日9:00～16:00）》

問 健康推進課
☎ 0748-24-5646 IP 0505-801-5646



自治会連合会会長に山川さん

平成26年度東近江市市自治会連合会総会が4月24日(木)に開催され、役員が次のとおり決定されました。

会長

山川永市(湖東)



▲山川永市会長

副会長

西田一雄(八日市)、大西幸男(玉緒)

理事

久保善久(平田)、堤昭廣(市辺)、

澤伊三雄(御園)、高木武(建部)、

吉見春夫(中野)、二橋省之(南部)、

野田清司(永源寺)、山本佐千夫

(愛東)、大福登(蒲生)

会計監事

山脇勝(五個荘)、西村二郎(能登川)

(敬称略、カッコ内は地区名)

65歳以上のみなさんへ

平成26年度の 介護保険料納入通知書を 6月中旬に送付します

納付額や納付方法を記載しています。お手元に届きましたら、内容をご確認ください。



■保険料の納付方法

年金が支給される際に引き去りさせていただく「特別徴収」(年6回)になります。

■次の場合は特別徴収になりません

- ・年金額が年額18万円未満の場合
- ・年度途中で65歳になった場合
- ・ほかの市町村から転入して間もない場合
- ・年金担保貸付を利用した場合
- ・年金差し止めになった場合 など

■保険年金課

☎0748-24-5632 📠0505-801-5632

北の大地で考えよう

日本女性会議2014札幌 参加者募集

■テーマ

「未来の景色は、わたしたちが変える」

時 10月17日(金)～19日(日)

場 札幌コンベンションセンター
(札幌市)

定 2人(申し込み先着順)

料 約5万円(うち2万円を市が助成)

申 6月27日(金)まで

※詳しくはお問い合わせください。

■男女共同参画課

☎0748-24-5624 📠0505-801-5624

家事場のパパチカラ

(平成26年度キャッチフレーズ)

6月23日(月)～29日(日)は
男女共同参画週間です

6月23日は東近江市の
「男女共同参画の日」です



雨水を有効利用してみませんか

住宅用雨水貯留施設設置

奨励金制度を活用ください

■奨励金額

設置工事経費の3分の1

※上限6万円。

10000円未満切捨て。

※三方よし商品券で支給します。

■申請書記入し、添付書類を添

えて提出してください。申請書は

市ホームページからもダウンロード

できます。

※予算額(42万円)に達した時点で

受付を終了します。

■生活環境課

☎0748-24-5633

📠0505-801-5633

環境にやさしいライフスタイルへの見直しを進めるため、庭の水やりや、万一の災害に備えるための雨水貯留施設を自宅などへ設置される場合に、工事費用の一部を奨励金として支給する制度です。

■奨励金の対象

①住宅用雨水貯留施設の新設(0.1m以上) または公共下水道などの接続で不要になった浄化槽を雨水貯留槽に改造した場合。

②ポンプ設置、配管・配管器具の購入・据え付けの経費が3万円以上の場合。



将来への橋わたし

国民年金



追納制度を ご利用ください

◆「追納制度」とは？

国民年金保険料の免除・学生納付特例・若年者納付猶予の承認を受けた人は、その期間をそのままにしておく、保険料を納付していた場合に比べ、将来支給される老齢基礎年金の受給額が少なくなります。そのため、10年以内であればさかのぼって保険料を納付できる「追納制度」があります。

◆満額の老齢基礎年金を受給するために

追納いただく、その期間は保

険料納付済期間となり、当初から納付した場合と同様に算定され、満額の老齢基礎年金が受給できます。すので、追納をおすすめします。なお、2年以上さかのぼって納付される場合は、当時の保険料に加算金がかかります。詳しくは保険年金課または各支所へお問い合わせください。

年金額改定通知書・年金振込通知書が送付されます



平成26年4月分として支給される年金額（6月振込分）は、改定により3月までの年金額と比べて0・7%減額されます。それにともない、年金受給者のみなさんに「年金額改定通知書」が送付

されます。また、6月以後の1年間の年金額をお知らせする「年金振込通知書」も送付されますので、あわせてご確認ください。

詳しくは、彦根年金事務所（☎0749-23-1116）へお問い合わせください。

☎0748-24-5631
IP0505-801-5631
または各支所

「長寿の記念に

米寿の記念写真を 撮影します

敬老事業の一環として、88歳を迎えるみなさんに「米寿」の記念写真を撮影し、各地域の社会福祉協議会事務所などに掲額のうち、贈呈します。

【撮影】7月初旬以降

【掲額】9月

【贈呈】10月

市内在住の大正15年1月1日

昭和元年12月31日生まれの人

申 6月13日(金)まで(電話可)

申 社会福祉協議会地域福祉課

☎0748-20-0555

IP0505-801-1125

または各社協事務所

夢を追いかける女性を応援

女性のための創業塾 2014 ～小さなお店の開き方～

第3期生
募集!

◆ここがポイント!東近江市の創業塾!

- ①講義を聴くだけでなく、参加型の実践的なプログラムです!
- ②参加者同士の交流を通じて、創業を支え合う人脈を築くことができます!
- ③チャレンジショップに出店するチャンスあり!
- ④希望者には個別相談会も開催!
- ⑤全日程、託児つき!(託児料:200円~500円)

創業に興味がある人、近々独立開業を考えている人のための創業塾です。特に雑貨屋、カフェ、サロンなどの小さなお店の開き方に的を絞り、女性講師から創業に必要な基礎知識やノウハウを学ぶとともに、実現までの創業計画書を作ります。

☎6月29日、7月6日、13日、20日、27日(全5回)
いずれも日曜日、10:00~16:00

場 東近江市商工会能登川支部 対 女性
定 30人(申し込み先着順) 費用 1万円

申 6月23日(月)まで(メールでの申し込みも可能)

申 東近江市商工会

☎0749-46-8770 IP0505-802-9407



平成26年度 国民健康保険料のお知らせ

■6月中旬に保険料の決定通知書を送付

世帯内に国民健康保険加入者がおられる世帯主に
対し、6月中旬に保険料の決定通知書を送付します
ので、保険料額や納付方法をご確認ください。

国民健康保険料の納付義務は世帯主にあります。
世帯主が国民健康保険以外の健康保険（社会保険
など）に加入されている場合でも、同一世帯内のど
なたかが国民健康保険に加入されている場合は、世
帯主あてに決定通知書を送付します。

■平成26年度の国民健康保険料率



40歳以上65歳未満の人

・・・下記①②③の合計



40歳未満の人、65歳以上75歳未満の人

・・・下記①②の合計

①医療分 (所得割) (均等割) (平等割)
A×7.1% + 26,000円 + 22,000円

②支援金等分 (所得割) (均等割) (平等割)
A×2.1% + 5,700円 + 5,500円

③介護分 (所得割) (均等割) (平等割)
A×1.5% + 8,100円 + 4,400円

- Aは（平成25年中所得額－33万円）
- 上限は①51万円、②16万円、③14万円
- 所得が一定金額以下の場合、保険料の軽減があります。

※用語説明

所得割：前年（25年中）の所得に応じて負担していただくもの
均等割：加入者一人につき一定額を負担していただくもの
平等割：一世帯につき一定額を負担していただくもの

■保険料の納付方法

納付書または口座振替により納付していただく「**普通徴収**」と、世帯主の年金からの引き去りにより納
付していただく「**特別徴収**」があります。

普通徴収は、6月から翌年3月までの年10回に分
けて納めていただきます。

なお、第1期の納付期限は6月30日(月)で、第2期
以降は各月の末日です。（※末日が土、日、祝日の場
合は翌開庁日。12月は25日(木)になります。）

次の①②両方に該当される場合は、特別徴収によ
る納付となります。

①世帯主が65歳以上75歳未満

②加入者全員が65歳以上75歳未満

●特別徴収されている人の納付方法の変更

特別徴収されている人で、普通徴収（口座振替のみ）
による納付を希望される場合は、変更申出書の提出
と口座振替の登録をしてください。

■減免制度について

事業の休廃業や失業、事故、疾病、長期入院な
どにより収入が著しく減少した場合（※1）や、災害
に遭い著しい損害を受けた場合（※2）は、保険料
の減免が認められる場合があります。詳しくは、お
問い合わせください。

※1：収入が著しく減少した場合とは？

納付義務者（世帯主）および国保加入者全員の「平
成26年中の見込み合計所得額＝㉗」が、「平成25年中
の所得額」と比べて1/2以下に減少し、かつ平成26
年度年間保険料の割合が㉗の10%以上になる場合。

※2：著しい損害とは？

生活の基礎となる資産が災害により、全壊・全焼、
半壊・半焼、床上浸水以上に該当する場合。

■非自発的失業者の保険料の軽減について

非自発的失業者（リストラなどで職を失った人）は、
失業時から翌年度末までの期間、所得割額について
前年給与所得額を100分の30として算定し、保険料
を軽減します。また、高額療養費、高額介護合算療
養費の限度額区分の判定時にも給与所得額を100分
の30にして再判定します。

※事前に申請が必要です。申請要件がありますので、
保険年金課または各支所へお尋ねください。

㉗平成25年3月31日以降に離職された人

㉘保険年金課

☎0748-24-5632 ㉙0505-801-5632

任期満了にともない実施

6/29 農業委員会委員一般選挙

選挙区	選挙を行う区域	定数
第1選挙区	平田・市辺・玉緒・御園・建部・ 中野・八日市・南部・蒲生地区	13人
第2選挙区	永源寺・愛東・湖東地区	11人
第3選挙区	五個荘・能登川地区	6人

◆立候補届出日：6月22日(日)

※詳しくはお問い合わせください。

問選挙管理委員会

☎0748-24-5600 ㉙0505-801-5600